

27 福保高施第 1491 号
平成 27 年 12 月 22 日

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会理事長 殿
一般社団法人 全国特定施設事業者協議会代表理事 殿
一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会会長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部長
西村 信一
(公印省略)

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について（通知）

日頃より東京都の高齢者福祉保健行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
このたび、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（平成 14 年 11 月 1 日付 14 福高施第 611 号。以下「指針」という。）を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。つきましては、各事業者において適切な事業運営が図られるよう、都の行政指導にご協力いただきますよう、お願いいたします。
なお、都内各有料老人ホーム設置者及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅事業者に対しては、本件改正に係る通知を別途都から送付していることを申し添えます。

記

1 改正概要

指針について、都における有料老人ホームの状況等及び平成 27 年 3 月 30 日付で厚生労働省老健局長より通知された「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」の改正を踏まえた所要の改正を行う。

2 主な改正点

- (1) これまで指針適用対象外であったサービス付き高齢者向け住宅について、老人福祉法で定める有料老人ホームの定義に該当するものを指針の適用対象に追加【一部都独自規定あり】
- (2) 外部サービスを入居者が自ら選択できるという原則の徹底
- (3) 事故防止の取組み及び都への事故報告等に関する規定整備【都独自】
- (4) 認知症介護、喀痰吸引等及び看取り介護に関する研修等の規定新設【都独自】
- (5) 成年後見制度推進機関との連携など入居者の金銭管理に関する規定整備【都独自】
- (6) 高齢者虐待防止法や消費者契約法など関連法令を踏まえた対応を講じるよう明記
- (7) 既存建築物を転用する場合等の設備基準に関する特例措置の規定整備【一部都独自規定あり】
- (8) 中核市（八王子市）所在施設が指針適用対象外であることを明確化

3 適用年月日

平成 28 年 4 月 1 日（ただし上記 2 (3)に係る改正は平成 28 年 1 月 1 日から適用する。）

4 送付書類

- (1) 改正後の指針（様式については都福祉保健局ホームページで御確認ください。）
- (2) 新旧対照表

5 お問合せ先

- (1) 有料老人ホームに関すること
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当
電話 代表：(03)5321-1111 内線 33-613～615・617～619 直通：(03)5320-4296
- (2) 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に関すること
東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課高齢者住宅担当
電話 代表：(03)5321-1111 内線 33-555、556 直通：(03)5320-4273